

## 5 話題提供

### 1) 国際的資源の管理状況

水産庁増殖推進部 長谷成人 部長

- ・北太平洋漁業委員会（N P F C資料5－1）今年の7月19日に条約が発効。
- ・これは、天皇海山域の底びき船の資源を守る活動。
- ・日本が主導で作りましたが、底びきだけでなくそのほかの魚も対象にして整理した。検討の過程でサンマ、アカイカも注目の対象種となっている。既存の委員会では対応がなされている魚種（サケ、マグロなど）は除外されている。
- ・アメリカは議会の承認待ち。正式には参加していない。
- ・台湾は中国に配慮して、漁業者代表として参加。
- ・N P F Cの事務局は東京海洋大学で、日本に事務局を置くのはこれが初めて。
- ・韓国釜山と誘致合戦した。審議官時代に深く関わった。
- ・事務局誘致に向けて韓国は中国と手を握って対抗してきたが、アメリカは日本主導で始まったので日本だろうということで東京に事務局が置かれることになった。
- ・そのほかの国をどう取り込むかで、サンマでロシアと手を組んだ。そこでカナダもこちらについて。
- ・資料5－2（サンマの漁獲量のグラフ）
- ・中国は2014年に7万6千トンと急増している。
- ・日本はロシアに許可を取って操業している（北方四島）。ここが主要水域。しかし、ロシア船は日本の水域に獲りにきていない。
- ・台湾と中国は、公海のみで操業。台湾と中国が急成長。遠洋向けのイカ釣り漁船を用いてサンマをとっている。
- ・昨年3月に東京海洋大学でサンマの議論を行った。サンマ作業部会ができた。
- ・委員会設立まで、各国は急増させないことを合意した。法的拘束力はない。
- ・後発国で、既得権を獲得したい中国とのせめぎあいがあった。
- ・各国の研究者の意見は分かれたが、昨年の申し合わせである資源評価が行われるまでは急増させないことを合意した。
- ・日本は長期的にサンマ資源の調査を行っており、資源は減少傾向と判断している。
- ・台湾、ロシアは危機意識が低く、漁業者からの情報だけで、資源は増加しているとしていた。
- ・中国はまだ隻数を増加させると、難色を示していた。
- ・7月に条約が発効し、8月末に会合を開催した（条約発効後初となる）。
- ・日本は引き続き主導権を持って資源評価を完成させるまで。
- ・日本は許可隻数の凍結を提案（サンマの資源評価が完成する2017年までに）。
- ・なんとか急増抑制という法の拘束力をもつ決定ができた。

- 中国は建造中の船が増えるが、その後は増えない予定。守られるかは疑問。要注意。
- 2015年はサバ対象と思われる中国漁船が100隻確認されており、重大な問題。
- 中国との二国間の交渉では解決が困難。そのほかアメリカ等ともタッグを組んで牽制していく。
- 国連海洋法条約で、公海は自由となっている。以前は日本が拡大していたが、今は日本周辺で外国船に操業されている。
- サンマは漁船の急増を抑制できた、あと2年間で資源評価を完成させ、さらにしっかりと管理していく。サンマは国際資源の枠組みで調査を行っていく（これまでは国内）。
- 日本だけでTACを実施しても意味がない。多国間で連携していきたい。

[質疑なし]

## 北太平洋漁業委員会 (NPFC) North Pacific Fisheries Commission

### 1. 目的

北太平洋の海洋生態系を保護しつつ、条約水域における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること

### 2. 設立条約

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約（北太平洋漁業資源保存条約）  
発効：2015年7月19日

我が国による締結：2013年7月16日

### 3. 任務

- ・ 条約水域における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置を採択すること
- ・ 委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適当な協力の仕組みを設けること 等

### 4. 参加国等

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾（この他、米国が条約作成交渉に参加）

### 5. 対象水域

概ね北緯 20 度以北の北太平洋の公海（下図参照）



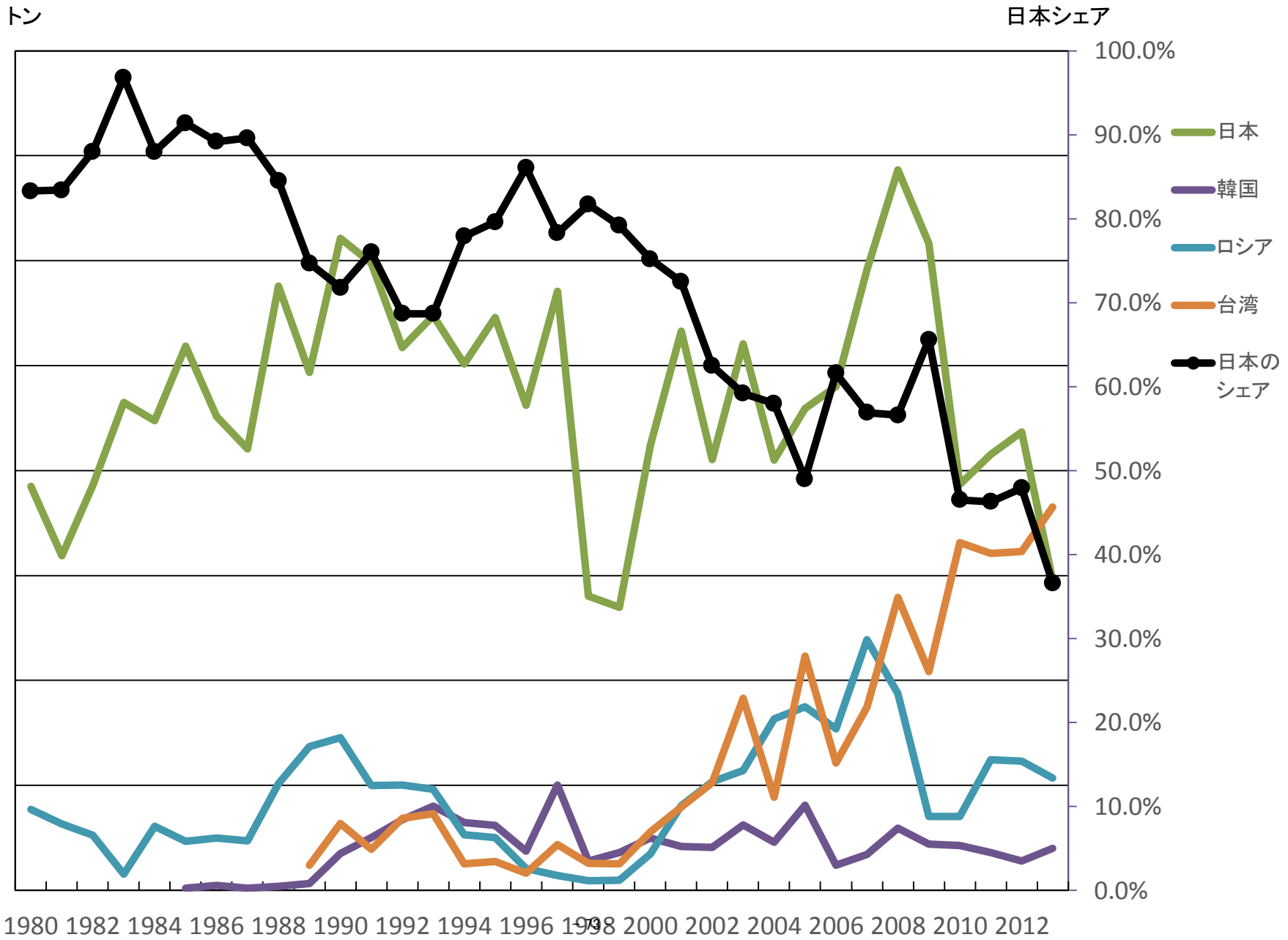
### 6. 対象資源

サンマ、クサカリツボダイ、アカイカ等（まぐろ類、さけ・ますなど、他の条約の対象資源は対象外）

### 7. 事務局所在地

東京海洋大学

# 国別さんま漁獲量と日本のシェアの推移



○各国のサンマ漁獲量と日本の漁獲シェア						(トン、%)
年	日本	韓国	ロシア	台湾	合計	日本のシェア
1980	192,449		38,600		231,049	83.3%
1981	159,304		31,700		191,004	83.4%
1982	192,883		26,293		219,176	88.0%
1983	232,560		7,606		240,166	96.8%
1984	223,769		30,447		254,216	88.0%
1985	259,247	1,050	23,423		283,720	91.4%
1986	225,718	2,305	24,902		252,925	89.2%
1987	210,249	1,016	23,484		234,749	89.6%
1988	287,927	1,960	50,927		340,814	84.5%
1989	246,713	3,236	68,368	12,036	330,353	74.7%
1990	310,592	17,612	72,618	31,877	432,699	71.8%
1991	298,941	25,135	49,943	19,473	393,492	76.0%
1992	258,717	33,708	50,172	34,235	376,832	68.7%
1993	273,702	40,154	48,145	36,435	398,436	68.7%
1994	250,704	32,280	26,385	12,550	321,919	77.9%
1995	272,901	30,996	25,140	13,772	342,809	79.6%
1996	231,238	18,729	10,280	8,236	268,483	86.1%
1997	285,438	50,227	7,091	21,887	364,643	78.3%
1998	140,110	13,926	4,665	12,794	171,495	81.7%
1999	134,944	18,036	4,808	12,541	170,329	79.2%
2000	211,883	24,803	17,390	27,868	281,944	75.2%
2001	266,344	20,869	40,407	39,764	367,384	72.5%
2002	205,268	20,345	51,709	51,295	328,617	62.5%
2003	260,459	31,219	57,104	91,515	440,297	59.2%
2004	205,046	22,943	81,572	44,262	353,823	58.0%
2005	229,679	40,509	87,456	111,491	469,135	49.0%
2006	239,979	12,009	76,920	60,649	389,557	61.6%
2007	295,625	16,976	119,433	87,277	519,311	56.9%
2008	343,225	29,591	93,677	139,514	606,007	56.6%
2009	308,271	22,001	35,213	104,219	469,704	65.6%
2010	193,425	21,360	35,268	165,692	415,745	46.5%
2011	207,770	18,068	62,311	160,531	448,680	46.3%
2012	218,371	13,961	61,585	161,514	455,431	47.9%
2013	147,819	20,055	53,553	- 74 - 182,619	404,046	36.6%

(サンマ太平洋北西部系群資源評価結果資料(2014版)より)

# 「北太平洋漁業委員会（NPFC）第1回委員会会合」の結果について

平成27年9月  
水産庁

## 1. 開催日程及び場所

日程：平成27年9月3日（木曜日）  
会場：東京海洋大学 品川キャンパス 白鷹館  
所在地：東京都 港区 港南 4-5-7

## 2. 参加国・地域等

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾  
この他、米国等がオブザーバ参加

## 3. 我が国出席者

香川 謙二（かがわ けんじ）水産庁次長（議長）ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産総合研究センター及び漁業関係団体の関係者

## 4. 結果概要

### （1）事務局長の任命及び事務局設置の承認

初代事務局長にムーン デ ヨン博士（韓国：WCPFC（\*1）科学委員会前議長）が任命されました。  
事務局を我が国（東京海洋大学）に設置することが承認されました。

\*1 WCPFC：Western and Central Pacific Fisheries Commission

### （2）公海サンマ漁船の許可隻数の急増抑制

我が国の提案により、以下の保存管理措置が採択されました。

（ア）2017年に行われる資源評価に基づき、新たな保存管理措置がとられるまでの間、漁船の許可隻数の急激な増加を抑制

（イ）公海で操業する漁船にVMS（\*2）を義務付け

\*2 VMS：Vessel Monitoring System

### （3）公海での中国漁船の隻数削減要求

サバ等を漁獲する中国漁船の急増及び違法漁船の存在が確認されていることから、中国側に対し漁船の隻数削減などの管理強化を要求しました。

### （4）漁船登録制度

毎年、許可漁船の登録を事務局に行う制度を採択

## 5. 次回会合

次回委員会会合は2016（平成28）年8月に日本（東京）にて開催される予定です。